

令和7年3月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

増毛町長 堀 雅 志

市町村名 (市町村コード)	増毛町 014818
地域名 (地域内農業集落名)	別荘地区 (小樽間内第1、古茶内、黒岩尻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、後継者不足が現状の課題である。離農による耕作放棄地の増加が今後懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら新規就農者を確保することや、新たな担い手を育成しながら、農地中間管理機構等を活用しながら地域全体で農地利用していく仕組みの構築が必要。

【地域の基礎的データ】

農業者:16人(うち50歳代以下5人)法人1社

主な作物:水稻(ゆめぴりか、ななつぼし、酒米)、果樹(おうとう、りんご)、そば、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者を中心とする水稻、果樹、そばの栽培を基本とし、以下に重きを置き農地の保全に今後も取り組む。

- ・地区内の農業用水路、農道、有害鳥獣等の防護柵の管理。
- ・農業者の高齢化、耕作放棄等増加防止のため、農地中間管理機構の活用し持続的な農地利用を進める。
- ・スマート農業の導入を進め、収量の増加や作業効率を上げる。
- ・気候変動に伴い、気候に合う品種の導入も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	126.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地を中心とした農地であるため、中山間直接支払事業で管理している地区を中心に地域計画のエリアを決定した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構の活用を進めながら、地区内の担い手を中心に農地集積及び集約化を基本とするが、近隣地区の農業者と情報交換を行い計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用実績がないため、利用方法・メリット等の制度の活用に理解を深める。また、離農等による農地は農地中間管理機構の活用を検討したい。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業が完了し、農地を守っていく上で、農業用水路の老朽化、畦の草刈り等の問題を考えると、農地の大型化による作業負担軽減と効率化に取り組む必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
スマート農業等に対応すべく、操作方法等に精通した担い手を育成したい。また、地区外等の新規就農者の受け入れも前向きに検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、防除組合等へ依頼し、作業軽減に取り組む。また、中山間直接支払制度や多面的機能制度を活用し、畦の草刈り、水路や側溝の泥上げ、補修等の農地の維持、管理については地域全体で推し進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①侵入防止柵の設置状況、目撃・被害発生場所等を地域で共有し、農業者の安全向上や被害防止に努める。
 ②⑤水稻や果樹の減農薬栽培を取組ながら、生産方法の安定化を図る。
 ③農業者が一体となり、さらなる導入を計る。
 ④農業者の希望により進める。
 ⑦中山間直接支払事業等を活用しながら、農地の適切な保全管理等を継続して実施する。
 ⑩農家住宅の建設等に係る豊振地区の軽微な変更については、地区協議を行わないこととする。